

赤ちゃんにっこり特例金

令和6年度に出生した児童について、赤ちゃんにっこり応援金を受給した場合、特例金として追加で10,000円を支給する事業です。
対象児童一人につき一回のみ交付されます。



きゅぼらん

交付対象となるかた

対象児童を現に養育している保護者で、下記の条件をすべて満たすかた

申請条件

- 対象児童の赤ちゃんにっこり応援金を受給済みであること。
- 対象児童の生年月日が令和6年4月1日～令和7年3月31日の期間であること。
(令和6年度中に出生)
- 申請時点で**申請者及び対象児童が両者ともマイナンバーカードを取得していること。
※取得とは、窓口等で交付を受け、お手元にカードがあることを指します。
- 申請者と振込先口座の名義人が同一であること。
- 対象児童について、まだ本事業の特例金を交付されていないこと。
※令和6年度「赤ちゃんにっこり応援増ポイント事業（自治体マイナンバーポイント事業）」でポイントを取得済みの場合は交付対象外となります。

申請期間 令和7年4月14日（月）～令和7年9月30日（火）

※申請条件、申請内容を不備・不足なくすべて満たしたうえでの申請のみ受付されます。
期間を過ぎた場合は申請できません。

申請から交付までのながれ

〈毎月1日～末日〉

申請

申請方法の詳細は裏面をご確認ください。

〈翌20～25日頃〉

【不備・不足なし】
交付決定通知書が
送付されます。

【不備・不足あり】
申請却下通知書が
送付されます。

申請条件や内容に不備等があった場合、解消された月が申請月となります。
例：8月に申請したが、9月にマイナンバーカードを取得
→9月申請扱い
※9月中の申請で不備があった場合、交付対象外となります。お早めにご申請ください。

申請に必要なもの・準備

- (1) マイナンバーカード（対象児童・申請者の両者）
 - ※対象児童は利用者証明用電子証明書、申請者は利用者証明用電子証明書と署名用電子証明書が搭載のもの
 - ※マイナンバーカードは申請から受取までに日数を要します（概ね1ヶ月程度）
- (2) マイナンバーカードの券面事項入力補助用暗証番号（申請者）
 - ※数字4桁
- (3) マイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号（申請者）
 - ※アルファベット（大文字のみ）と数字が組み合わされた6文字～16文字
- (4) スマートフォンと電子認証アプリ
 - ※マイナンバーカード読み取りのために、必ずスマートフォンアプリ「電子認証アプリマイナサイン（株式会社サイバーリンクス）」のインストールが必要になります。
 - iPhoneをご利用のかた
App storeからのインストール
 - Androidをご利用のかた
Google Playからのインストール



【川口市外に在住のかたのみ、以下のものがが必要です。】

- (5) 対象児童と申請者の両者が記載された住民票（本籍なし・続柄あり）
 - ※同一世帯の確認に使用します。
 - ※世帯全員が記載されている必要はありません。

申請方法

- ・電子認証アプリがインストールされた状態で右記QRコードを読み取り、フォームから必要事項を入力して申請してください。

※電子認証アプリからの申請フォームへの接続はできません。

※QRコードを読み取ると「不正なQRコードです」と表示されます。

- ・申請の過程で、申請者（保護者）のマイナンバーカードを2回読み取ります。申請者のマイナンバーカードを手元に用意し、申請フォームの内容に沿って手続きしてください。

※マイナンバーカード読み取りの際は、スマートフォンはカバー等から外して操作してください。

※暗証番号を連続で間違えた場合、再設定に伴う手続きが必要になりますのでご注意ください。

- ・入力する振込先は申請者本人の口座に限ります。



お問い合わせ先

赤ちゃんにっこり特例金
に関すること

川口市子育て支援課
赤ちゃんにっこり
応援特例事業担当

赤ちゃんにっこり応援金
に関すること

川口市子育て支援課
手当係

マイナンバーカード
に関すること

川口市市民課
マイナンバー係

TEL 048-252-0279

TEL 048-271-9672

TEL 048-271-9485